

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 6 月 2 日

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ} 大阪ガスリノテック株式会社
 住所 大阪市中央区備後町3-3-15
 代表者氏名 ^{フリガナ} 代表取締役 ^{ハトリ シユウ} 服部 淳
 電話番号 06-6261-5567
 FAX番号 06-6261-5568
 メールアドレス e-kasahara@renotech.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	レ	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第10（水道法施行規則第34条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 6 月 2 日

オサガノテック
大阪ガスリノテック株式会社
〒541-0051
大阪市中央区備後町3-3-15

届出者 代表取締役 服部 淳



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	オサガノテック株式会社 大阪ガスリノテック株式会社		
住 所	〒541-0051 大阪市中央区備後町3-3-15		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 服部 淳		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	代表取締役 末澤 伸也	代表取締役 服部 淳	令和3年4月1日
役員の氏名	取締役 村上 和隆	取締役 田中 亮偉	令和3年4月1日

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 6 月 2 日

申請者

氏名又は名称 大阪ガスリノテック株式会社
住 所 大阪市中央区備後町3-3-15
代表者氏名 代表取締役 服部 淳



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

定 款

制 定 平成 3年 4月12日
最終改正 平成24年 6月28日

大阪ガスリノテック株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は大阪ガスリノテック株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 配管工事の測量・設計・監督および請負施工
2. 給排水衛生・消防設備工事の設計・監督および請負施工
3. 空調設備工事の設計・監督および請負施工
4. ガス機器、空調設備機器、浴槽、浴槽釜、厨房機器、洗面化粧台、便槽、便器、浄化槽、電気器具、照明器具などの住宅設備器具の販売ならびに設置工事の設計・監督・請負施工および保守管理
5. ビル・マンション・戸建住宅などの建物ならびに付属設備の診断業務、改修・リフォーム工事の設計・監督・請負施工および保守管理
6. 建築・解体工事、防水工事、塗装工事の設計・監督および請負施工
7. 内装仕上工事の設計・監督および請負施工
8. 建築物害虫防除の処理および請負施工
9. 熱絶縁工事の設計・監督および請負施工
10. 土木工事の測量・設計・監督および請負施工
11. 道路舗装工事の設計・監督および請負施工
12. 造園工事の測量・設計・監督および請負施工
13. 電気通信工事、電気工事の設計・監督および請負施工
14. ガス事業者からのガス機器修繕、倉庫管理、保安巡回、受付・事務等の委託業務および労働者派遣法に定める特定・一般労働者派遣事業
15. 産業廃棄物の収集・運搬・処理
16. 建物ならびに付帯設備に関する設計、コンサルティングを行なう設計事務所経営
17. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権その他の無体財産権、システム・エンジニアリング、ソフトウェアならびにノウハウの取得、売買、賃貸借および仲介業
18. ビル・マンション内外装の清掃業務および清掃用薬剤の製造・販売
19. ビル室内照明器具に装着する照度向上器具の設計・製造・販売
20. 給排水・空調配管の清掃業務および清掃用薬剤の製造・販売
21. 前各号の業務に関する教育研修、技術指導業務
22. 不動産の売買・賃貸借・管理およびこれらの仲介業務
23. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(本 店)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役の他、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、4,000株とする。

(株券の発行)

第 6 条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(全部の株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。ただし、当社の親会社又は親会社の指定する会社に譲渡する場合は、承認したものとみなす。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会開催の時期)

第 8 条 定時株主総会は、毎年6月に開催する。
2. 前項の他、必要のあるときは、随時株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

第 9 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使できる株主とする。

(議決権の代理行使)

第 10 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会に出席させ、議決権を行使させることができる。但し、株主又は代理人は、株主総会ごとに代利権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会の議長)

第 11 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、予め取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(株主総会の決議方法)

第 12 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会

(員 数)

第 13 条 取締役の員数は、7名以内とし、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 1 4 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日後最初の株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役等)

第 1 5 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、社長1名を選定し、必要に応じ、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第 1 6 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集しその議長となる。社長に事故があるときは、予め取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当たる。
2. 取締役会を招集するには、会日の3日前までに、各取締役及び監査役に対し、その通知を発する。但し、やむを得ない事由がある場合には、招集期間を短縮することができる。
3. 前項の規定は、取締役全員及び監査役全員の同意がある場合に、招集手続を経ないで取締役会を開催することを妨げない。

(取締役会の決議)

第 1 7 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 5 章 監 査 役

(員 数)

第 1 8 条 監査役の員数は、2名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 1 9 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 2 0 条 当会社の事業年度は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第 2 1 条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載されている株主又は登録株式質権者に支払う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 2 2 条 剰余金の配当が、支払確定の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

上記は当社現行定款に相違ありません。

令和 3 年 6 月 2 日

大阪府中央区備後町3-3-15

大阪ガスリノテック 株式会社

代表取締役 服 部 淳



履歴事項全部証明書

大阪府中央区備後町三丁目3番15号
大阪ガスリノテック株式会社

会社法人等番号	1200-01-029624	
商号	<u>株式会社きんぱいりノテック</u>	平成14年 8月 1日変更
		平成14年 8月 1日登記
	大阪ガスリノテック株式会社	平成24年 4月 1日変更
		平成24年 4月16日登記
本店	<u>大阪市大正区三軒家東二丁目13番28号</u>	平成24年 4月 1日移転
		平成24年 4月16日登記
	大阪府中央区備後町三丁目3番15号	平成28年 3月22日移転
		平成28年 3月22日登記
公告をする方法	官報に掲載する。	
会社成立の年月日	平成3年4月12日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 配管工事の測量・設計・監督および請負施工 2. 給排水衛生・消防設備工事の設計・監督および請負施工 3. 空調設備工事の設計・監督および請負施工 4. ガス機器、空調設備機器、浴槽、浴槽釜、厨房機器、洗面化粧台、便槽、便器、浄化槽、電気器具、照明器具などの住宅設備器具の販売並びに設置工事の設計・監督・請負施工および保守管理 5. ビル・マンション・戸建住宅などの建物ならびに付属設備の診断業務、改修・リフォーム工事の設計・監督・請負施工および保守管理 6. 建築・解体工事、防水工事、塗装工事の設計・監督および請負施工 7. 内装仕上工事の設計・監督および請負施工 8. 建築物害虫防除の処理および請負施工 9. 熱絶縁工事の設計・監督および請負施工 10. 土木工事の測量・設計・監督および請負施工 11. 道路舗装工事の設計・監督および請負施工 12. 造園工事の測量・設計・監督および請負施工 13. 電気通信工事、電気工事の設計・監督および請負施工 14. ガス事業者からガス機器修繕、倉庫管理、保安巡回、受付・事務等の委託業務および労働者派遣事業法に定める特定・一般労働者派遣事業 15. 産業廃棄物の収集・運搬・処理 16. 建物ならびに付帯設備に関する設計、コンサルティングを行なう設計事務所の経営 17. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権その他の無体財産権、システム・エンジニアリング、ソフトウェア並びにノウハウの取得、売買、賃貸借および仲介業 	

	<p>18. ビル・マンション内外装の清掃業務および清掃薬剤の製造・販売 19. ビル室内照明器具に装着する照度向上器具の設計・製造・販売 20. 給排水・空調配管の清掃業務および清掃用薬剤の製造・販売 21. 前記第1号乃至20号の業務に関する教育研修、技術指導業務 22. 不動産の売買・賃貸借・管理およびこれらの仲介業務 23. 前各号に付帯又は関連する一切の業務</p> <p>平成14年 6月28日変更 平成14年 8月 1日登記</p>	
発行可能株式総数	4000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000株	
株券を発行する旨の定め	<p>当社は、株券を発行する。</p> <p>平成18年 6月30日変更 平成18年 7月11日登記</p>	
	<p>令和 1年 6月20日廃止 令和 1年 6月21日登記</p>	
資本金の額	金5000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	<p>当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。</p> <p>平成17年 9月 6日設定 平成17年 9月14日登記</p>	
役員に関する事項	<p>取締役 <u>鈴木浩之</u></p> <p>平成29年 6月29日重任 平成29年 7月 3日登記</p>	
	<p>取締役 <u>鈴木浩之</u></p> <p>平成30年 6月28日重任 平成30年 6月29日登記</p>	
	<p>取締役 <u>鈴木浩之</u></p> <p>平成31年 4月 1日重任 平成31年 4月 3日登記</p>	
	<p>取締役 <u>鈴木浩之</u></p> <p>令和 2年 6月26日重任 令和 2年 6月30日登記</p>	
	<p>取締役 <u>鈴木浩之</u></p> <p>令和 3年 4月 1日重任 令和 3年 4月13日登記</p>	

	取締役	<u>松崎充宏</u>	平成29年 6月29日重任
			平成29年 7月 3日登記
	取締役	<u>松崎充宏</u>	平成30年 6月28日重任
			平成30年 6月29日登記
	取締役	<u>松崎充宏</u>	平成31年 4月 1日重任
			平成31年 4月 3日登記
	取締役	<u>松崎充宏</u>	令和 2年 6月26日重任
			令和 2年 6月30日登記
	取締役	<u>松崎充宏</u>	令和 3年 4月 1日重任
			令和 3年 4月13日登記
	取締役	<u>市川貴己</u>	平成29年 6月29日重任
			平成29年 7月 3日登記
	取締役	<u>市川貴己</u>	平成30年 6月28日重任
			平成30年 6月29日登記
	取締役	<u>市川貴己</u>	平成31年 4月 1日重任
			平成31年 4月 3日登記
	取締役	<u>市川貴己</u>	令和 2年 6月26日重任
			令和 2年 6月30日登記
	取締役	<u>市川貴己</u>	令和 3年 4月 1日重任
			令和 3年 4月13日登記

	取締役	<u>末澤伸也</u>	平成29年 6月29日重任	
			平成29年 7月 3日登記	
	取締役	<u>末澤伸也</u>	平成30年 6月28日重任	
			平成30年 6月29日登記	
	取締役	<u>末澤伸也</u>	平成31年 4月 1日重任	
			平成31年 4月 3日登記	
	取締役	<u>末澤伸也</u>	令和 2年 6月26日重任	
			令和 2年 6月30日登記	
			令和 3年 4月 1日退任	
			令和 3年 4月13日登記	
		取締役	<u>堀之内伸裕</u>	平成29年 6月29日重任
				平成29年 7月 3日登記
取締役		<u>堀之内伸裕</u>	平成30年 6月28日重任	
			平成30年 6月29日登記	
取締役		<u>堀之内伸裕</u>	平成31年 4月 1日重任	
			平成31年 4月 3日登記	
取締役		<u>堀之内伸裕</u>	令和 2年 6月26日重任	
			令和 2年 6月30日登記	
取締役		<u>堀之内伸裕</u>	令和 3年 4月 1日重任	
			令和 3年 4月13日登記	
		取締役	<u>辻中俊和</u>	平成29年 6月29日重任
				平成29年 7月 3日登記
	取締役	<u>辻中俊和</u>	平成30年 6月28日重任	
			平成30年 6月29日登記	
			平成31年 4月 1日退任	
			平成31年 4月 3日登記	

	取締役	<u>村上 和 隆</u>	平成31年 4月 1日就任 ----- 平成31年 4月 3日登記	
	取締役	<u>村上 和 隆</u>	令和 2年 6月26日重任 ----- 令和 2年 6月30日登記	
			令和 3年 4月 1日退任	X
			令和 3年 4月13日登記	
	取締役	服 部 淳	令和 3年 4月 1日就任 ----- 令和 3年 4月13日登記	O
	取締役	田 中 亮 偉	令和 3年 4月 1日就任 ----- 令和 3年 4月13日登記	O
	大阪府高槻市月見町3番2-704号 代表取締役	<u>末 澤 伸 也</u>	平成29年 6月29日重任 ----- 平成29年 7月 3日登記	
	大阪府高槻市月見町3番2-704号 代表取締役	<u>末 澤 伸 也</u>	平成30年 6月28日重任 ----- 平成30年 6月29日登記	
	大阪府高槻市月見町3番2-704号 代表取締役	<u>末 澤 伸 也</u>	平成31年 4月 1日重任 ----- 平成31年 4月 3日登記	
	大阪府高槻市月見町3番2-704号 代表取締役	<u>末 澤 伸 也</u>	令和 2年 6月26日重任 ----- 令和 2年 6月30日登記	
			令和 3年 4月 1日退任	X
			令和 3年 4月13日登記	
兵庫県神戸市東灘区魚崎北町四丁目14番18-304号 代表取締役	服 部 淳	令和 3年 4月 1日就任 ----- 令和 3年 4月13日登記	O	
監査役	<u>宮 坂 和 男</u>	平成28年 6月29日就任 ----- 平成28年 7月 5日登記		
		平成30年 6月28日辞任 ----- 平成30年 6月29日登記		

大阪市中央区備後町三丁目3番15号
大阪ガスリノテック株式会社

	監査役 池 尻 和 生	平成30年 6月28日就任 平成30年 6月29日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成12年 4月20日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 3年 5月10日

大阪法務局
登記官

岩 井 宏 之



遅延理由書

令和 3 年 6 月 2 日

水道事業者 殿

住 所 大阪市中央区備後町 3-3-15
大阪ガスリノテック株式会社
氏 名 代表取締役 服部 淳



この度は、「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」の提出が、水道法第25条の7等に定められた期間内に提出する事が出来ませんでした。

これは、当社の担当者が失念していた事によるものです。

以後この様な事が無いように注意してまいりますので、宜しくお取り計らい下さいます様お願い申し上げます。